

甲賀市まちづくり基本条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

甲賀市まちづくり基本条例は、施行から 10 年が経過するなか、コロナ禍等により社会情勢が変容するとともに、少子高齢化の加速により団体自治・住民自治への市民意識も変化しつつあります。本条例第 31 条に基づき、社会情勢に適合しているか等の検証を行い、この度、甲賀市まちづくり基本条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) まちづくりの主体として参加する子どもの権利について一部改正及び追記します。

【第 8 条関係】

(2) 外国人市民も地域で共に暮らす一員としてとらえ、環境整備に努める多文化共生施策について一部改正及び追記します。

【第 10 条関係】

(3) 自治振興会をまちづくり協議会に改め、協議体であることを示し、地域課題の解決のため協働してまちづくりに取り組むことについて一部改正及び追記します。

【第 18 条関係】

(4) 協働によるまちづくりを進め、市民と市長等との間に立って支援する中間支援活動の体制強化について追記します。

【第 20 条関係】

(5) 条例の見直しについて、見直し時期を明確に記載します。

【第 31 条関係】

(6) この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行することとし、その他関係する条例の一部改正を行います。

【付則関係】

3 その他

今回の条例改正により、本市に関わる全ての人がまちづくりの担い手であることや、本市の目指すまちづくりの在り方を明確にでき、住民自治の促進を図ることができます。

甲賀市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

甲賀市まちづくり基本条例（平成２８年甲賀市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第８条中「まちづくりに参加することができます」を「それぞれの年齢に応じてまちづくりに関わる権利を有します」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 子どもが幸せに育つことができるための大人、保護者等の役割、支援等に関しては、別に定める条例によるものとします。

第１０条第１項中「の異なる人々が」を「にかかわらず、」に、「共存」を「共生」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 市長等は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共に暮らせる環境の整備に努めます。

第１１条第２項及び第３項中「取組み」を「取組」に改める。

第１８条の見出しを「（まちづくり協議会）」に改め、同条第１項及び第２項中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改め、同条第３項中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に、「取組み」を「取組」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ まちづくり協議会は、地域課題の解決のため、市長等その他の組織と協働によるまちづくりに取り組みます。

第２０条第２項中「支援」の次に「及び市民と市長等との間に立って支援する中間支援組織の体制の強化」を加える。

第２４条第１項中「条例」を「法令及び条例」に改める。

第３１条第１項中「適切な時期」を「おおむね４年ごと」に改める。

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

（甲賀市コミュニティセンター条例の一部改正）

第２条 甲賀市コミュニティセンター条例（平成１６年甲賀市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「自治振興会事務所」を「まちづくり協議会事務所」に改め、

同条中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

（甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例の一部改正）

第3条 甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例（平成28年甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

（甲賀市男女共同参画を推進する条例の一部改正）

第4条 甲賀市男女共同参画を推進する条例（平成30年甲賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号、第4条第2項、第8条、第9条第2項、第12条から第14条まで、第15条第1項、第16条の見出し、同条、第21条第2項及び第24条第2項第2号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

議案第 7 8 号参考資料

< 本則関係 >

甲賀市まちづくり基本条例新旧対照表

改正案	現行
(市民の権利) 第 6 条 (略) 2 市民は、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。 (子どもの権利) 第 8 条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、<u>それぞれの年齢に応じてまちづくりに関わる権利を有します。</u> <u>2 子どもが幸せに育つことができるための大人、保護者等の役割、支援等に関しては、別に定める条例によるものとします。</u> (多文化共生) 第 1 0 条 市民及び市長等は、国籍等にかかわらず、互いの文化を認め合い、<u>共生</u>できるまちづくりを推進します。 <u>2 市長等は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共に暮らせる環境の整備に努めます。</u> <u>3 (略)</u>	(市民の権利) 第 6 条 (略) 2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。 (子どもの権利) 第 8 条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、<u>まちづくりに参加することができます。</u> (多文化共生) 第 1 0 条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、<u>共存</u>できるまちづくりを推進します。 <u>2 (略)</u>

(安全安心なまちづくり)

第11条 (略)

- 2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取組を行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。
- 3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組を進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

(まちづくり協議会)

第18条 まちづくり協議会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

- 2 まちづくり協議会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくれます。

3 まちづくり協議会は、地域課題の解決のため、市長等その他の組織と協働によるまちづくりに取り組みます。

- 4 市長等は、まちづくり協議会の地域づくり計画に基づく取組に対して必要な支援を行います。

(市民活動)

第20条 (略)

(安全安心なまちづくり)

第11条 (略)

- 2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。
- 3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

(自治振興会)

第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

- 2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくれます。

- 3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

(市民活動)

第20条 (略)

2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援<u>及び市民と市長等との間に立って支援する中間支援組織の体制の強化</u>に努めます。 3 (略) (個人情報保護) 第24条 議会及び市長等は、別に<u>法令及び条例</u>で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。 2 (略) (条例の見直し) 第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを<u>おおむね4年ごと</u>に検証します。 2及び3 (略)	2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援_____に努めます。 3 (略) (個人情報保護) 第24条 議会及び市長等は、別に<u>条例</u>_____で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。 2 (略) (条例の見直し) 第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを<u>適切な時期</u>_____に検証します。 2及び3 (略)
--	--

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

(甲賀市コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 甲賀市コミュニティセンター条例(平成16年甲賀市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「自治振興会事務所」を「まちづくり協議会事務所」に改め、同条中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

(甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例の一部改正)

第3条 甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例(平成28年甲賀市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

(甲賀市男女共同参画を推進する条例の一部改正)

第4条 甲賀市男女共同参画を推進する条例(平成30年甲賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号、第4条第2項、第8条、第9条第2項、第12条から第14条まで、第15条第1項、第16条の見出し、同条、第21条第2項及び第24条第2項第2号中「自治振興会」を「まちづくり協議会」に改める。

<付則第2条関係>

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行
(<u>まちづくり協議会事務所の設置</u>) 第5条 住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、コミュニティセンター内に甲賀市まちづくり基本条例(平成28年甲賀市条例第11号)第18条に規定する <u>まちづくり協議会</u> の事務所を設置することができるものとする。	(<u>自治振興会事務所</u> _____ の設置) 第5条 住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、コミュニティセンター内に甲賀市まちづくり基本条例(平成28年甲賀市条例第11号)第18条に規定する <u>自治振興会</u> _____ の事務所を設置することができるものとする。

<付則第3条関係>

甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) (略) (3) 地域コミュニティ組織 区・自治会及び<u>まちづくり協議会</u>その他の地域住民が公益的な活動を行うために組織する団体をいう。 (4) ～ (6) (略)	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) (略) (3) 地域コミュニティ組織 区・自治会及び<u>自治振興会</u>その他の地域住民が公益的な活動を行うために組織する団体をいう。 (4) ～ (6) (略)

<付則第4条関係>

甲賀市男女共同参画を推進する条例新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) ～ (5) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) ～ (5) (略)

(6) 区・自治会、まちづくり協議会等 甲賀市まちづくり基本条例
(平成28年甲賀市条例第11号)に規定する区・自治会及びまちづ
くり協議会並びにその他市民活動を促進するために組織された団体
をいいます。

(7)～(10) (略)

(市の責務)

第4条 (略)

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県その他地方公共団体との
連携を図るとともに、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会
等と協働して取り組むこととします。

(市民等に広く表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等に広
く表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュア
ル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連
想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう努めなければなり
ません。

(男女共同参画計画(女性活躍推進計画))

第9条 (略)

2 市長は、計画の策定又は重要な変更を行うに当たっては、あらかじめ
第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くと
ともに、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等の意見を反
映することができるよう、必要な措置を講じます。

(6) 区・自治会、自治振興会等 甲賀市まちづくり基本条例
(平成28年甲賀市条例第11号)に規定する区・自治会及び自治振
興会並びにその他市民活動を促進するために組織された団体
をいいます。

(7)～(10) (略)

(市の責務)

第4条 (略)

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県その他地方公共団体との
連携を図るとともに、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会
等と協働して取り組むこととします。

(市民等に広く表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等に広
く表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュア
ル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連
想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう努めなければなり
ません。

(男女共同参画計画(女性活躍推進計画))

第9条 (略)

2 市長は、計画の策定又は重要な変更を行うに当たっては、あらかじめ
第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くと
ともに、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等の意見を反
映することができるよう、必要な措置を講じます。

3 (略)

(市民等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報提供その他必要な支援を行います。

(相談への対応)

第13条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

(意見等への対応)

第14条 市は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等から意見及び提言の申出を受けた場合は、適切に対応します。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野における活動に当たり、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、企業等及び区・自治会、まちづくり協議会等と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めます。

3 (略)

(市民等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報提供その他必要な支援を行います。

(相談への対応)

第13条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

(意見等への対応)

第14条 市は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等から意見及び提言の申出を受けた場合は、適切に対応します。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野における活動に当たり、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、企業等及び区・自治会、自治振興会等と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めます。

2及び3 (略) (区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等における男女共同参画の推進) 第16条 区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等は、その活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に取り組むよう努めます。 2 市は、前項に規定する区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めます。 (推進の体制) 第21条 (略) 2 市は、推進施策を実施し、市民、企業等及び区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等による男女共同参画の取組を支援するための環境整備に努めます。 3 (略) (男女共同参画審議会) 第24条 (略) 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議します。 (1) (略) (2) 市民、企業等及び区・自治会、<u>まちづくり協議会</u>等から申出のあった意見等に係る措置に関すること。 (3) (略) 3～9 (略)	2及び3 (略) (区・自治会、<u>自治振興会</u>等における男女共同参画の推進) 第16条 区・自治会、<u>自治振興会</u>等は、その活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に取り組むよう努めます。 2 市は、前項に規定する区・自治会、<u>自治振興会</u>等における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めます。 (推進の体制) 第21条 (略) 2 市は、推進施策を実施し、市民、企業等及び区・自治会、<u>自治振興会</u>等による男女共同参画の取組を支援するための環境整備に努めます。 3 (略) (男女共同参画審議会) 第24条 (略) 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議します。 (1) (略) (2) 市民、企業等及び区・自治会、<u>自治振興会</u>等から申出のあった意見等に係る措置に関すること。 (3) (略) 3～9 (略)
---	--